附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和七年九年一日から施行する。

（道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第二条　道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表改正前欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中「14」を「13」に、「17」を「16」に、「19」を「18」に、「9」を「8」に、「12」を「11」に改め、同項の計の欄中「24」を「23」に、「29」を「28」に、「30」を「29」に、「34」を「33」に、「14」を「13」に、「20」を「19」に改め、同表の中型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「13」を「12」に、「16」を「15」に、「26」を「25」に、「4」を「3」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「23」を「22」に、「27」を「26」に、「28」を「27」に、「32」を「31」に、「48」を「47」に、「56」を「55」に、「11」を「10」に、「15」を「14」に改め、同表の普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に改め、同表のＡＴ普通第二種免許の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に改め、同表の備考14中「5時限」を「4時限」に改め、同条の表改正後欄の道路交通法施行規則別表第四の一の表の大型第二種免許の項の応用走行の欄中「14」を「13」に、「17」を「16」に、「19」を「18」に、「9」を「8」に、「12」を「11」に改め、同項の計の欄中「24」を「23」に、「28」を「27」に、「29」を「28」に、「30」を「29」に、「34」を「33」に、「14」を「13」に、「18」を「17」に、「20」を「19」に改め、同表の中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に、「13」を「12」に、「17」を「16」に、「16」を「15」に、「20」を「19」に、「30」を「29」に、「4」を「3」に、「8」を「7」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「22」を「21」に、「23」を「22」に、「27」を「26」に、「24」を「23」に、「28」を「27」に、「32」を「31」に、「49」を「48」に、「57」を「56」に、「11」を「10」に、「15」を「14」に改め、同表のＡＴ中型第二種免許の項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「13」を「12」に、「16」を「15」に、「26」を「25」に、「4」を「3」に改め、同項の計の欄中「18」を「17」に、「23」を「22」に、「24」を「23」に、「28」を「27」に、「45」を「44」に、「53」を「52」に、「11」を「10」に改め、同表の普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）の項の基本操作及び基本走行の欄中「8」を「3」に改め、同項の応用走行の欄中「10」を「9」に、「14」を「13」に改め、同項の計の欄中「18」を「12」に、「22」を「16」に改め、同表の備考14の第二号中「5時限」を「4時限」に改める。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	29	50

備考　［1～13　略］

14　教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許(準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許（ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ４時限を減じた時限数とする。

二　学科教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間(時限数)		
		学科(一)	学科(二)	計
［略］				
大型第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	6	11	17
	［略］			
中型第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	6	11	17
	［略］			
普通第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	6	11	17
	［略］			
備考　［略］				

		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	30	51

備考　［1～13　同上］

14　教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許(準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許（ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ５時限を減じた時限数とする。

二　学科教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間(時限数)		
		学科(一)	学科(二)	計
［同上］				
大型第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	12	19
	［同上］			
中型第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	12	19
	［同上］			
普通第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	12	19
	［同上］			
備考　［同上］				